

# 書面調査項目の回答 (総括説明)

平成 3 1 年 4 月 5 日

**農林水産省**

# 1 統計調査に係る基本的事項

農林水産省が所管する基幹統計調査（7調査）は、以下のとおり。（○は今回の書面調査の対象）

農業経営統計調査

牛乳乳製品統計調査

農林業センサス

漁業センサス

○作物統計調査

○木材統計調査

○海面漁業生産統計調査

# 統計調査に係る基本的事項

農林水産省が所管する基幹統計調査の実施機関等については、以下のとおり。

基幹統計調査	全数調査・標本調査の別	企画・実査・審査等の実施機関	調査周期
農業経営統計調査	標本調査	本省、地方農政局等	年
牛乳乳製品統計調査	全数調査、標本調査	本省、民間事業者	年、月
農林業センサス	全数調査	本省、地方農政局等、都道府県、市区町村	5年
漁業センサス	全数調査	本省、地方農政局等、都道府県、市区町村	5年
作物統計調査	全数調査、標本調査	本省、地方農政局等	年
木材統計調査	標本調査（一部全数有り）	本省、地方農政局等	年、月
海面漁業生産統計調査	全数調査	本省、地方農政局等	年

## 2 再発防止に係る取組

# ①チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）

- i) 実査段階におけるチェック
  - 調査員調査、郵送調査及び職員調査
    - ・調査員、委託事業者、国、自治体職員による目視
  - オンライン調査
    - ・記入漏れのチェック、クロスチェック、職員による目視
- ii) 個票データの審査段階におけるチェック
  - ・全ての基幹統計調査で、システムによるチェックを実施
- iii) 集計段階におけるチェック
  - ・全ての基幹統計調査で、集計表についてシステムによるチェックを実施

## ②委託事業者、地方公共団体の履行確認

### ○委託事業者の履行確認

- 牛乳乳製品統計調査の実査、入力、審査及び集計業務、農林漁業センサスの入力業務について委託事業者を活用
- 委託事業者の業務実施状況把握のため、定期的又は随時の報告を求めている。更に、牛乳乳製品統計調査については、必要に応じて事業者に対する監査を実施

## ②委託事業者、地方公共団体の履行確認

### ○委託事業者の履行確認（つづき）

- 契約書の作成に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、統計調査の質の維持・向上に必要な事項を記載
- 再委託に関する条件、手続、再委託先への業務指示の方法等につき、契約書に記載

### ○地方公共団体の履行確認

- 基幹統計調査のうち、農林業センサス及び漁業センサスで地方公共団体を經由して実施
- 地方公共団体の適切な業務実施確保のための措置として、定期的又は随時の連絡確認や打合せを実施するほか、業務の節目及び完了時に地方公共団体から報告を聴取
- 国・地方公共団体の調査員の適切な業務実施確保の措置として、研修や指導員を活用して調査方法等の理解の徹底に努めている

# ③調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開  
 基幹統計調査の「見える化状況調査」の結果については、順次改善する。

	標本設計		調査方法		集計・推計		標本誤差		非標本誤差		他統計との比較・分析	
	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2								
農業経営統計調査	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	2	2
牛乳乳製品統計調査	3	3	3	3	2	2	1	1	3	3	2	2
農林業センサス	2	2	3	3	2	2	-	-	3	3	2	2
漁業センサス	2	2	3	3	2	2	-	-	3	3	2	2
作物統計調査（面積調査）	3	3	3	3	2	2	1	1	3	3	2	2
（作況調査）	3	3	3	3	2	2	1	1	3	3	2	2
（被害調査）	2	2	2	2	2	2	1	1	3	3	2	2
木材統計調査	3	3	2	2	2	2	1	1	3	3	2	2
海面漁業生産統計調査	2	2	3	3	2	2	-	-	2	2	2	2

※牛乳乳製品統計調査の「標本誤差」は無作為抽出を行っていないため最大スコアは「1」である。

- ii) 業務マニュアル等の整備状況
  - 全ての基幹統計調査について、業務全般に関する調査要領等を整備
  - 調査要領等の記載内容については、調査計画の変更に併せて見直し。

## ④プロセスごとの管理者の役割

### ○部局長級及び課室長級の管理者

各プロセスの対応の議論、対応方針の指示、調査担当案の承認・決定等の場面で、全てのプロセスに関与。

## ⑤結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘

農林水産省

### i) 外部からの指摘を踏まえ訂正したもの及びその件数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
農業経営統計調査	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査	0	0	1	1	1
農林業センサス	0	0	0	2	0
漁業センサス	0	1	0	0	0
作物統計調査	0	1	0	1	1
木材統計調査	0	0	0	0	0
海面漁業生産統計調査	0	1	1	3	1

### ii) 外部からの指摘への対応ルール

公表値の誤り等が発生した場合には、外部からの指摘かどうかを問わず、対応ルールに則り、適切に訂正等に対応

- ・ 訂正に至った経緯、訂正事案の速やかな整理・検討、再発防止策の検討

### 3 不適切事案の発生時対応に係る取組

# ①必要なデータの保存

## i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限

調査票情報等については、調査規則、文書管理規則、調査要領等の規定により適切に保管

- 調査票(紙媒体) : 所定の期間保存後、廃棄
- 調査票(電磁的記録) : 永年保存
- ドキュメント : 永年保存

## ②発生時点での対応ルール

### i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール

公表値の誤り等が発生した場合には、外部からの指摘かどうかを問わず、対応ルールに則り、適切に訂正等に対応

- ・ 訂正に至った経緯、訂正事案の速やかな整理・検討、再発防止策の検討

# ③行政利用の事前把握

## 基幹統計調査の結果数値の利活用先は下表のとおり

	1	2	3	4	5	6	6の具体的内容
農業経営統計調査	○	○	○	○		○	地方自治体等における施策資料
農林業センサス	○	○	○	○		○	地方自治体等における施策資料
漁業センサス		○	○	○		○	地方自治体等における施策資料
作物統計調査	○	○	○	○		○	地方自治体等における施策資料
木材統計調査	○	○	○			○	地方自治体等における施策資料
海面漁業生産統計調査	○	○	○			○	地方自治体等における施策資料
牛乳乳製品統計調査	○	○	○	○		○	セーフガードの運用

- 1 SNA、QEの作成の際に利用されている
- 2 その他の統計の作成の際に利用されている
- 3 政策の立案・実施の根拠として用いられている
- 4 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
- 5 月例経済報告に利用されている
- 6 その他

## 4 品質向上に係る取組

# ①統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

行政機関以外の利用者ニーズを把握するため、以下に例示する取組みを実施

- 農林業センサス、漁業センサスについて、外部有識者からなる研究会を開催し、調査事項、調査方法、集計事項等について意見を聴取
- 農林水産省HPに「統計情報へのご要望」を設置し、農林水産統計に対する意見・要望を受付
- パブリックコメントや、大学・図書館等関係機関に配布する報告書にアンケートを同封

# ①統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

統計法に基づく調査票情報の2次利用の状況（平成29年度）は下表のとおり

	二次利用	オーダーメイド	匿名データ
農業経営統計調査	16	0	—
農林業センサス	30	0	—
漁業センサス	4	0	—
作物統計調査	1	0	—
木材統計調査	10	0	—
海面漁業生産統計調査	5	0	—
牛乳乳製品統計調査	7	0	—

## ②担当職員数、職員の能力

### 基幹統計調査の担当職員の体制

- ・ 担当職員については、業務量に応じて適正に配置
- ・ システム関係担当、e-Stat等DB担当を配置

# ③統計作成に用いるシステムの概要、運用体制

農林水産省

## 現行の審査・集計システムについて

- ・ 農林水産統計の業務処理においては、農林水産本省及び地方組織等をネットワークで結び、データ入力、審査、報告、集計、加工・分析及びデータ蓄積を効率的に行う「農林水産統計システム」を整備
- ・ システムの運用については、毎年の予算を確保して実施

# ④オンライン調査の実施状況

## オンライン調査の導入状況

- ・ 政府統計共同利用システム、電子メール等によりオンライン調査を導入
- ・ 海面漁業生産統計調査については、平成31年調査からオンライン調査を導入

## 5 過去5年間における結果数値の 訂正等事案の有無の状況

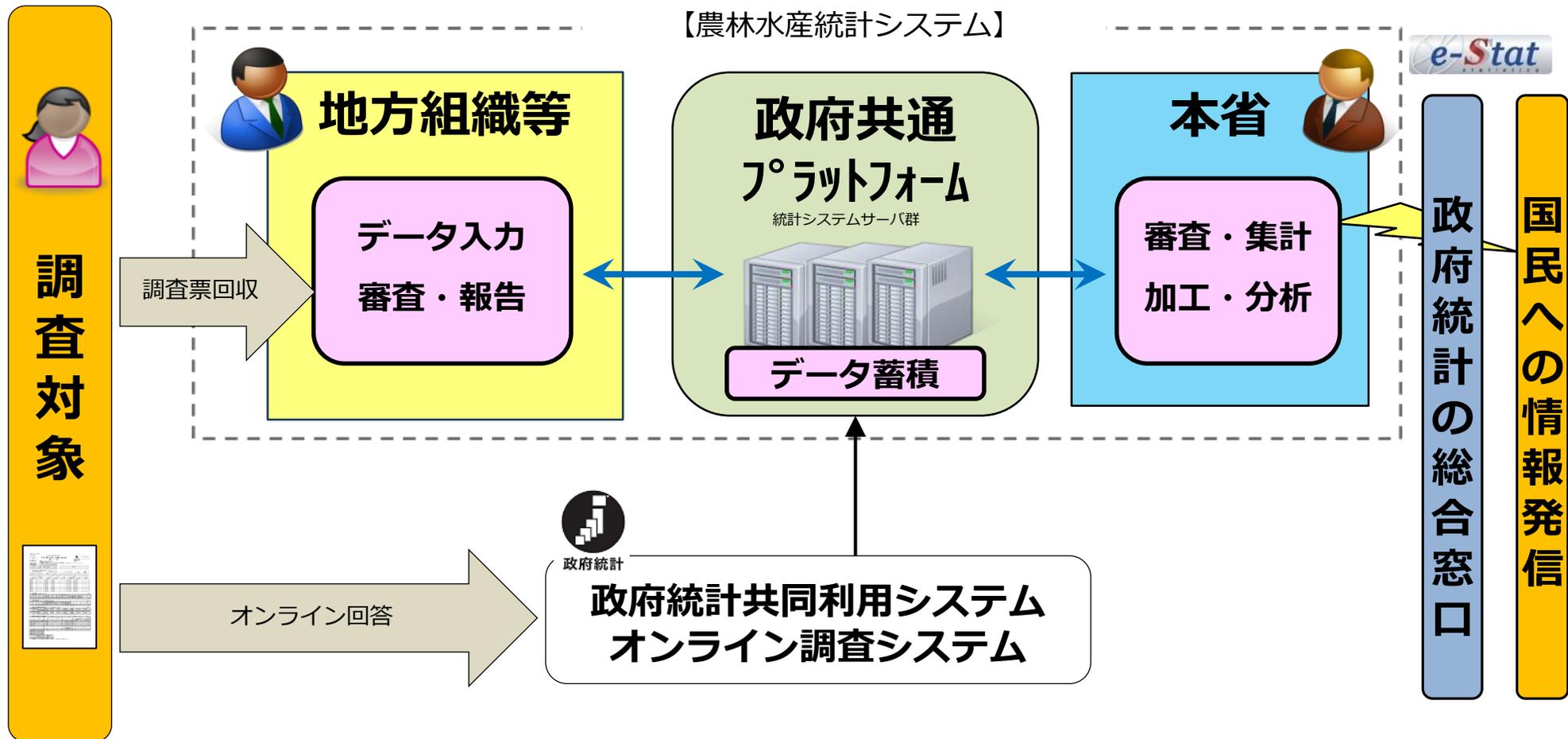
○過去5年間（平成26年1月～31年4月）の結果数値の訂正等による公表状況は、以下のとおり

- ・ 農業経営統計調査 4件
- ・ 牛乳乳製品統計調査 8件
- ・ 農林業センサス 15件
- ・ 漁業センサス 6件
- ・ 作物統計調査 14件
- ・ 木材統計調査 9件
- ・ 海面漁業生産統計調査 13件

○公表値の訂正等が発生した場合の対応について  
ルール化し、適切に対応

# 農林水産統計システムの概要

- 農林水産統計の業務処理においては、農林水産本省及び地方組織等をネットワークで結び、データ入力、審査、報告、集計、加工・分析及びデータ蓄積を効率的に行う「農林水産統計システム」を整備。
- 「農林水産統計システム」は、昭和62年度から運用を開始し、平成29年1月からは政府共通プラットフォーム上で運用中。



## 農林水産統計システムの機器構成

